

平成十九年六月十九日受領  
答弁第三六九号

内閣衆質一六六第三六九号

平成十九年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本人学者が北方領土問題解決等にもたらす影響に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本人学者が北方領土問題解決等にもたらす影響に関する質問に対する答  
弁書

一及び二について

御指摘の記事については、政府として承知している。

三について

御指摘の事実はない。

四について

ロシア側の負担について把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

御指摘の教授が平成十八年九月に行われた御指摘の会議に出席するに当たり、同教授に意見や助言を伝  
えた事実はない。

六について

先の答弁書（平成十八年十月二十日内閣衆質一六五第七〇号）の五についてでお答えしたとおり、在口

シヤ連邦日本国大使館館員が御指摘の教授から口頭で説明を受けており、その際に御指摘の教授の発言の内容についても併せて説明を受けているが、その内容については、御指摘の教授との関係もあり、明らかにすることは差し控えたい。

#### 七及び八について

平成十八年九月九日に行われたプーチン・ロシア連邦大統領と御指摘の会議の出席者の会見の速記録については、ロシア連邦大統領公式ホームページに掲載されており、同速記録には、御指摘の事件に関する御指摘の教授の発言は含まれていないと承知している。御指摘の会議は、ロシア連邦の通信社等が主催し、ロシア連邦及び諸外国の学者等が参加して自由な討論を行うものであり、御指摘の教授の御指摘の会議への出席及び同教授の同会議における発言については、評価する立場にない。